

議会運営委員会議会改革検討小委員会
(平成27年12月3日(木))

資料一覧

資料1 論点：発災時及び発災直後の対応について	1
○ ケース1 本会議開催中に地震が発生した場合	1
○ ケース2 委員会開催中に地震が発生した場合	3
○ ケース3 会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合	5
○ ケース4 閉会中に災害が発生した場合	7
資料2 論点に関する意見の概要（11月26日開催分）	9

論点：発災時及び発災直後の対応について

災害の発生時の議会日程や会議開催状況に応じ、災害の種別や程度を想定しながら、
①本会議開会中に発生した場合、②委員会開会中に発生した場合、③会期中で会議開催時以外に発生した場合、④閉会中に発生した場合の4つのケースで対応を整理

ケース1 本会議開会中に地震が発生した場合

① 地震の揺れを感じた場合

- { 摆れが大きい場合・・・・・・議長の判断で、暫時休憩を宣告
明らかに揆れが軽微な場合・・・本会議を続行
※注）続行中に緊急対応の必要等の連絡が入った場合には、議長の判断により、暫時休憩を宣告

*緊急地震速報を確認した場合

議長は、直ちに暫時休憩を宣告し、議場内の参考者、傍聴者に自身の安全の確保を呼びかける。

② 安全確保と状況確認（休憩宣言を行った場合）

- 議員は、自身の安全を確保した後、会派控室又は安全な場所で待機する。
- 事務局は、傍聴者等の安全確保を行うとともに、議会棟の安全確認、震度情報等の状況確認、執行機関の意向確認を行う。

③ 対応方針協議（事務局による状況確認後）

- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、再開の可否、延会（休会・会期延長）の必要性について協議する。

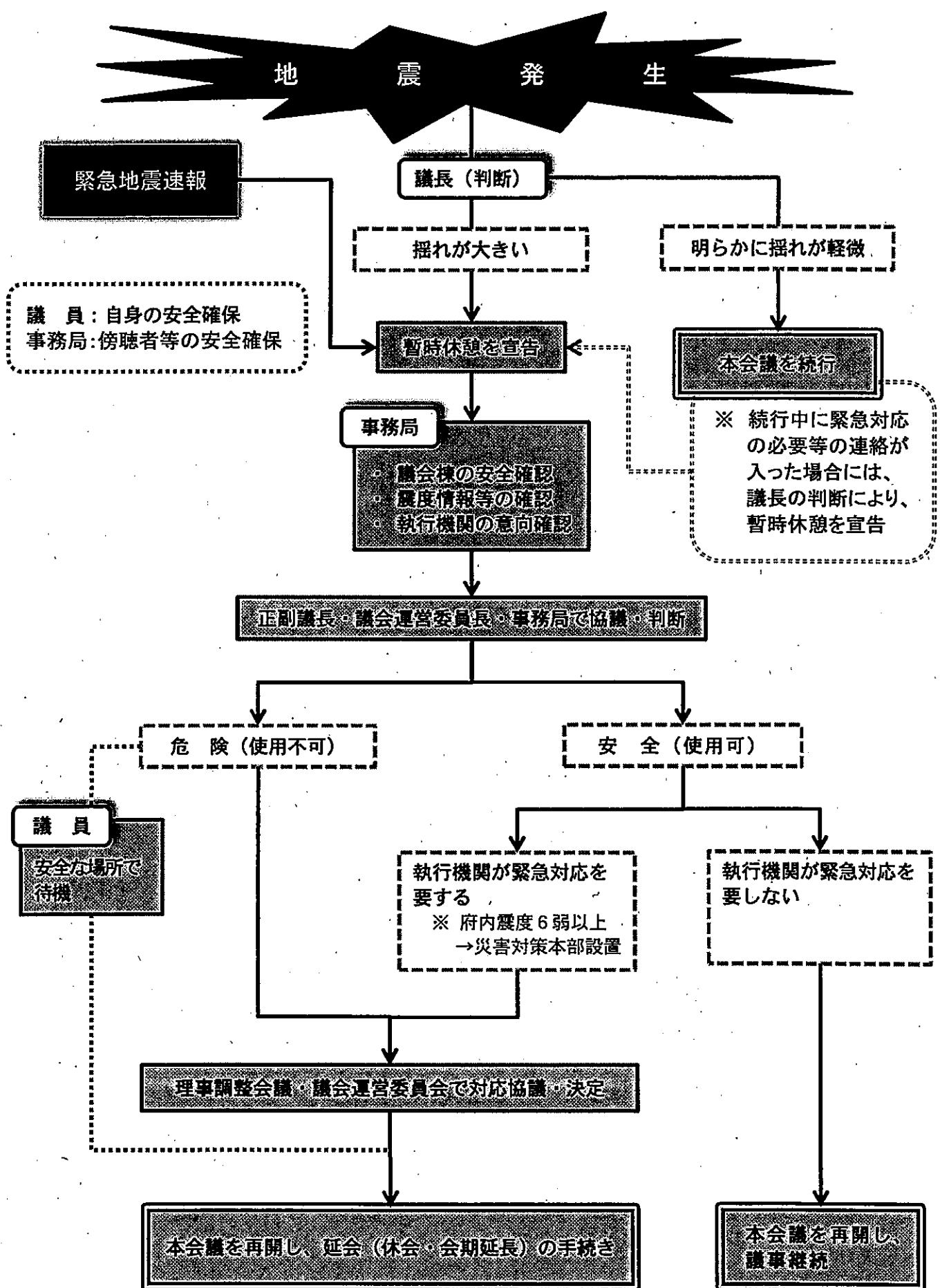
- { 議場（議会棟）が危険な場合・・・・・・・・・・・・延会等
議場（議会棟）が安全な場合 { 執行機関が緊急対応を要する場合・・・延会等
　　　　　　　　　　　　　　執行機関が緊急対応を要しない場合・・再開

④ 対応協議・決定（理事調整会議・議会運営委員会）

- 理事調整会議において対応方針を説明し、確認の上、議会運営委員会で決定する。

フロー図 1

本会議開会中に地震が発生した場合



ケース2 委員会開会中に地震が発生した場合

① 地震の揺れを感じた場合

- { 揺れが大きい場合・・・・・・ 委員長の判断で、暫時休憩を宣告
明らかに揺れが軽微な場合・・・ 委員会を続行
※注) 事務局において状況確認を行い、各委員会に連絡する。

*緊急地震速報を確認した場合

委員長は、直ちに暫時休憩を宣告し、委員会室内の参集者、傍聴者に自身の安全の確保を呼びかける。

② 安全確保と状況確認（休憩宣言を行った場合）

- 議員は、自身の安全を確保した後、会派控室又は安全な場所で待機する。
- 事務局は、傍聴者等の安全確保を行うとともに、議会棟の安全確認、震度情報等の状況確認、執行機関の意向確認を行う。

③ 対応方針協議（事務局による状況確認後）

- 各委員長及び事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、再開の可否について協議する。

- { 委員会室（議会棟）が危険な場合・・・・・・・・・・・・・・・・閉会
委員会室（議会棟）が安全な場合 { 執行機関が緊急対応を要する場合・・・閉会
　　　　　　　　　　　　　　　　{ 執行機関が緊急対応を要しない場合・・・再開

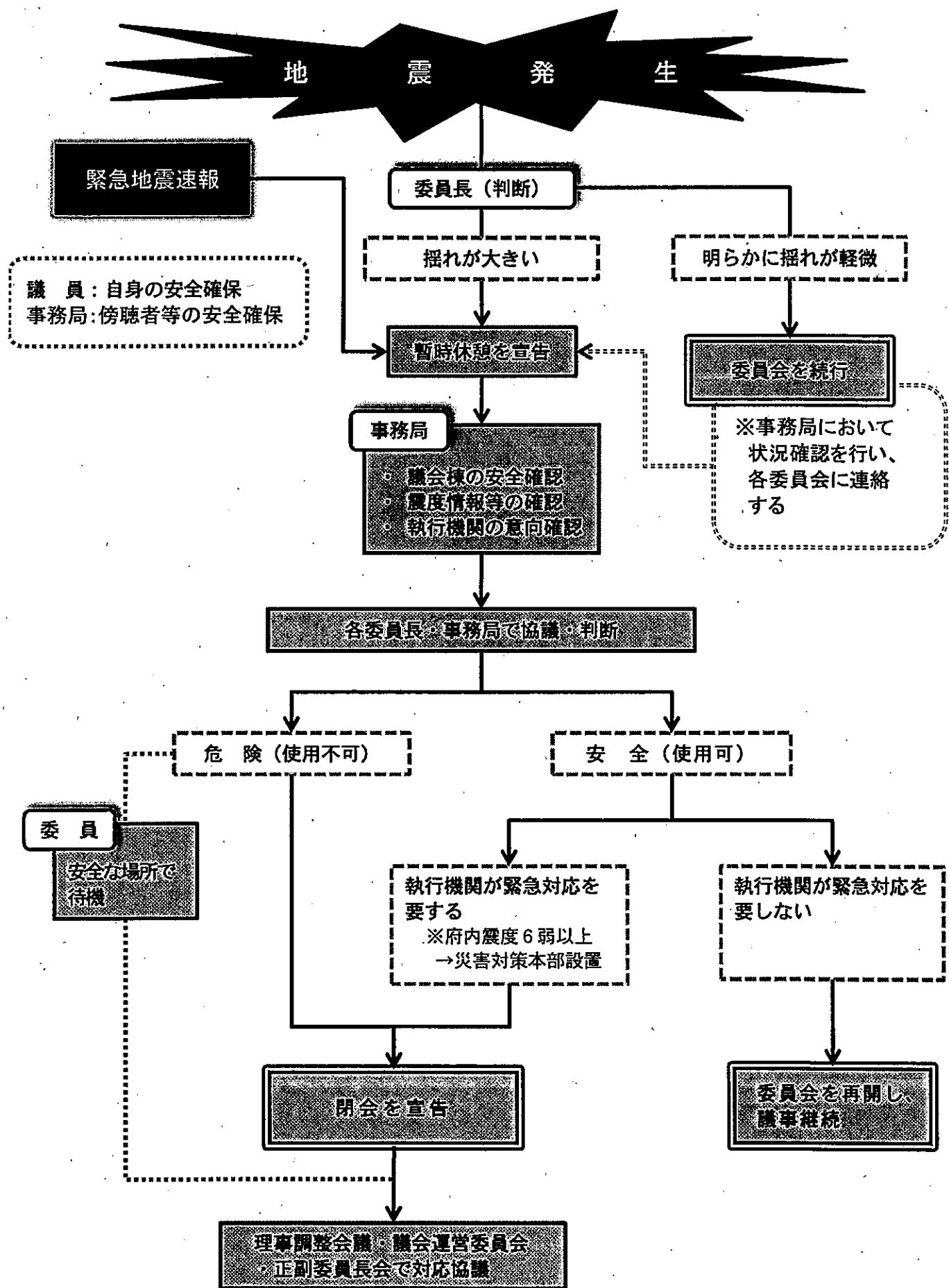
④ 対応協議〔審議途中で閉会した場合〕

（理事調整会議・議会運営委員会・正副委員長会等）

- 被災の状況、委員会の審議状況（付託議案・付託請願の審議等）、会期の関係（議案の採決日程等）を考慮して、その後の対応を協議する。

フロー図 2

委員会開会中に地震が発生した場合



ケース3 会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合

以下の災害が発生した場合については、議員の安否確認、会議開催に関する情報収集を行い、日程変更等の対応についての協議を行う。

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 地 震 ○ | 震度6弱以上 |
| ○ | 震度5強以下で大きな被害が確認された場合 |
| 風水害等 ○ | 特別警報が発表された場合 |
| ○ | 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき |
| そ の 他 ○ | 自然災害のほか、大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき |

① 議員の安否確認

- 議員から事務局に連絡を行う場合
 - ア 地 震 震度6弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
 - イ 風水害等 特別警報が発表された場合
(台風の通過等被害が収束に向かう段階)
- 事務局から議員に確認を行う場合
 - ア 地 震 震度5強以下で大きな被害が確認された場合
 - イ 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
 - ウ そ の 他 自然災害のほか、大規模火災等の事故、感染症の発生などで、大きな被害が確認されたとき

② 会議開催の可否に関する情報収集（安否確認を行った場合）

- ・ 議員の参集の可否の状況
- ・ 被災状況の確認
- ・ 議場等の審議環境の点検
- ・ 執行機関の議会対応の可否（災害対応への配慮の必要性）等

③ 状況報告（事務局による情報収集を行った場合）

- 事務局による状況確認内容について、必要に応じて正副議長・議会運営委員長・各派理事等に情報提供を行う。

④ 対応方針協議（事務局による情報収集を行った場合）

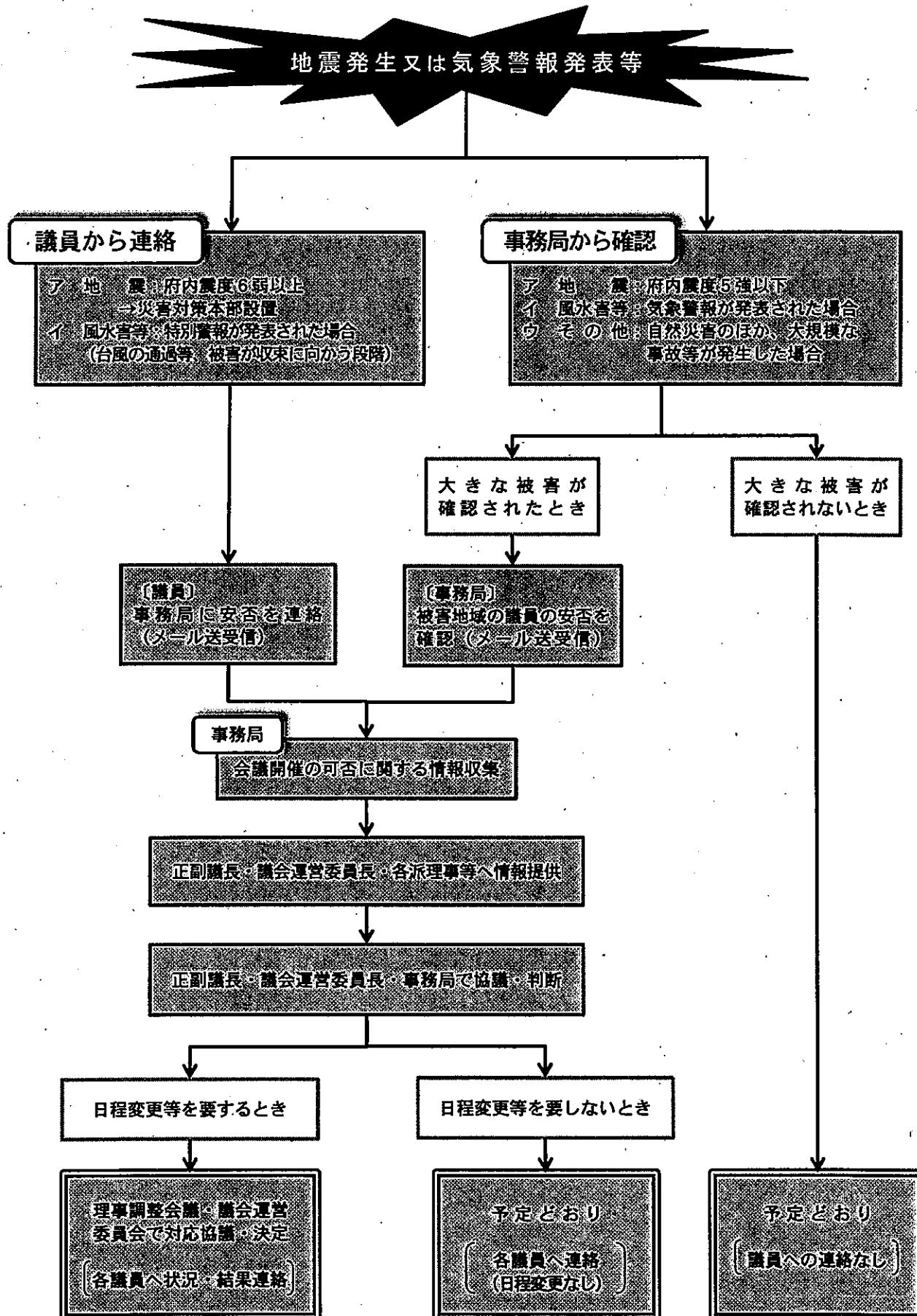
- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、日程変更の必要性等の対応方針について協議する。

⑤ 対応協議・決定（理事調整会議・議会運営委員会）

- 理事調整会議において対応方針を説明し、確認の上、必要に応じて議会運営委員会で決定する。

フロー図 3

会期中で会議開催時以外に災害が発生した場合
(ほとんどの議員が議会棟内にいない場合)



ケース4 閉会中に災害が発生した場合

以下の災害が発生した場合については、議員の安否確認、会議開催に関する情報収集を行い、必要に応じ今後の対応についての協議を行う。

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 地 震 ○ | 震度6弱以上 |
| | ○ 震度5強以下で大きな被害が確認された場合 |
| 風水害等 ○ | 特別警報が発表された場合 |
| | ○ 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき |
| その他 ○ | 自然災害のほか、大規模な事故等が発生した場合で、大きな被害が確認されたとき |

① 議員の安否確認

- 議員から事務局に連絡を行う場合
 - ア 地 震 震度6弱以上（府災害対策本部自動設置対象）
 - イ 風水害等 特別警報が発表された場合
(台風の通過等被害が収束に向かう段階)
- 事務局から議員に確認を行う場合
 - ア 地 震 震度5強以下で大きな被害が確認された場合
 - イ 風水害等 気象警報が発表された場合で、大きな被害が確認されたとき
 - ウ そ の 他 自然災害のほか、大規模火災等の事故、感染症の発生等で、大きな被害が確認されたとき

② 事務局による情報収集（安否確認を要する場合）

- ・ 議員の安否の状況
- ・ 被災状況の確認
- ・ 議場等の審議環境の点検
- ・ 執行機関の議会対応の可否（災害対応への配慮の必要性）等

③ 状況報告（事務局による情報収集を行った場合）

- 事務局による状況確認内容について、必要に応じて正副議長・議会運営委員長・各派理事等に情報提供を行う。

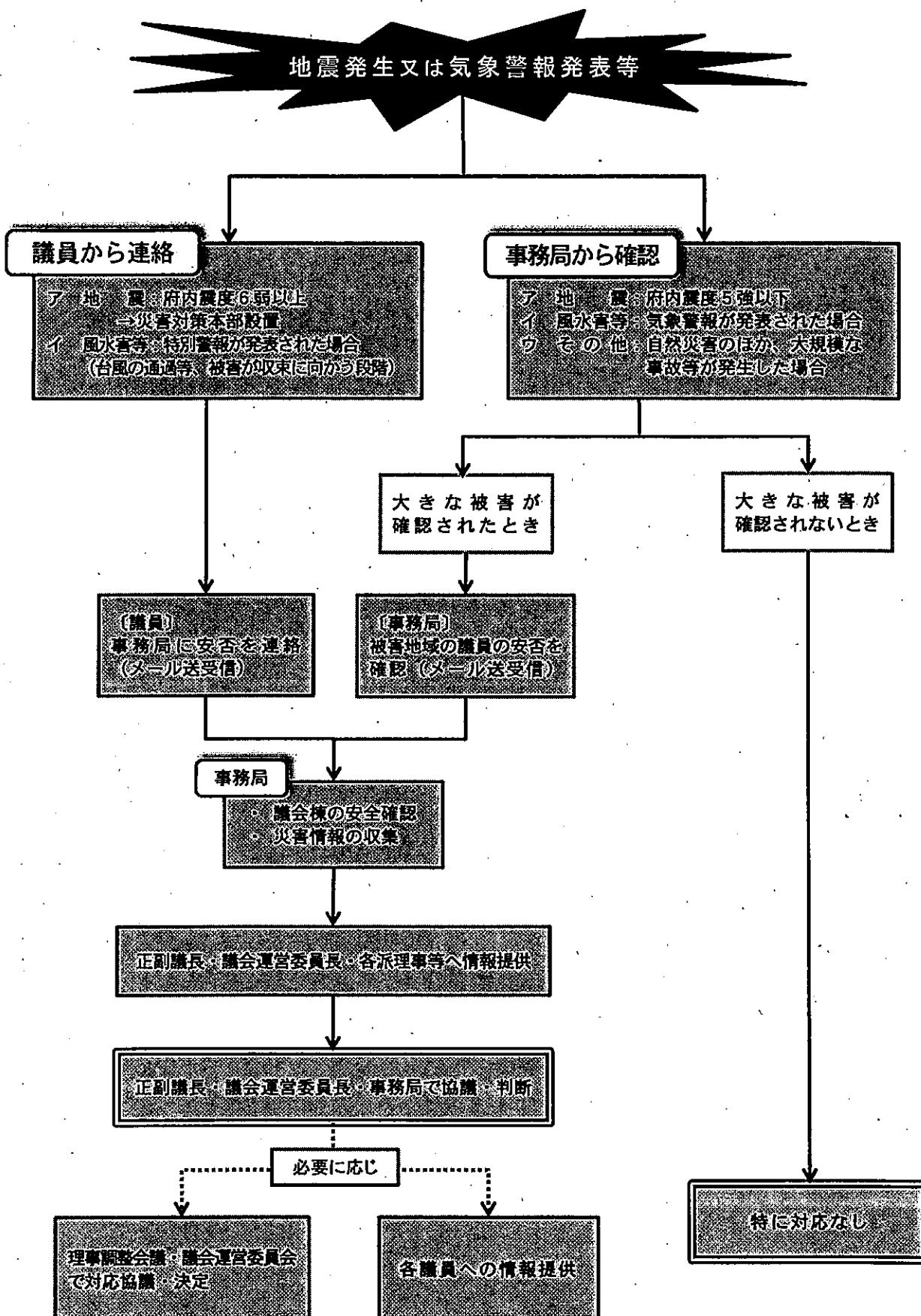
④ 対応方針協議（事務局による情報収集を行った場合）

- 正副議長・議会運営委員長・事務局において、事務局による状況確認内容、執行機関の意向を踏まえ、その後の対応方針について協議する。

⑤ 対応協議・決定（理事調整会議・議会運営委員会）

- 理事調整会議において対応方針を説明し、確認の上、必要に応じて議会運営委員会で決定する。

フロー図 4 閉会中に災害が発生した場合



資料 2

論点に関する意見の概要（平成27年11月26日開催分）

議員の安否確認について

1 安否確認を行う場合

- 大津市議会にあるように、地震、風水害といった自然災害以外の大規模な事故等の場合も対象とすべき
- 地震の震度の基準については、府の地域防災計画（災害対策本部設置基準）に合わせておくのがよい

2 連絡の方法やタイミング

- 被災エリアにより各議員の状況も違うで、連絡できる議員は即座に事務局に連絡するのがよい
- メールでの連絡のやりとりが得意でない議員への配慮も必要

3 その他

- 「議員から事務局に『自動的』に連絡を行う場合」という表現は、誤解を生じるため、言い換える方がよい
- 今回の指針（マニュアル）ができれば、メール送受信に使用するアドレスの登録等の準備を行い、訓練を実施する必要がある
- 災害の際には、電話回線やメールの送受信が制限されることもあるため、非常時優先回線を確保する必要があるのではないか
- 災害発生後の対応例をフロー図で示すのは分かりやすくてよい